

令和7年度琴浦町補正予算

(5月臨時議会) 事業説明書

目次

総務課	2
福祉あんしん課	9

令和7年度 事業説明書 (1号補正)



一般会計

1 基本情報

事業番号	1539	事業名	ふなのえこども園・成美地区公民館建設事業	事業区分	□新規 ■継続
担当課	総務課	担当係	施設管理室		
予算区分	款 2 総務費	項 1 総務管理費	目 5 財産管理費		
まちづくり ビジョン	(5) 安心・安全な暮らしを守る持続可能なまちづくり			⑤ 公共施設の集約・複合化による質の高い町民サービスの提供	
	重点事業	ふるさとへの愛着を深める、地域に根ざした体験と学びの展開			

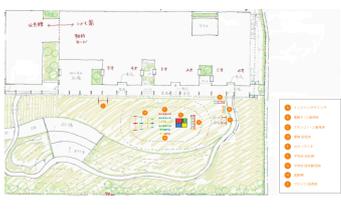
2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫 支出金	県支出金	その他 (収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
補正前予算現計	0	0	0	0	0	0		
今回補正額	26,054	0	0	0	0	26,054		
補正後予算額	26,054	0	0	0	0	26,054		
前年度予算額						前々年度決算額		

3 補正予算の概要

補正予算の概要	令和5年度当初予算に計上していた備品購入費について、事故繰越を行うことができないため、令和7年度予算に組み替えて計上する。 R5当初予算 備品購入費 26,054千円(単町) → R6明許繰越 → 不用額(事故繰越不可)			
細事業等	補正予算の内容	財源内訳	補正額(千円)	補正前予算現計
備品購入	施設で使用する備品の購入を行う。 移動式遊具 5,037千円 園児用テーブル・イス 4,917千円 事務用備品 16,100千円	単町	26,054	0
	合計			

その他事業内容	 	
	<p style="text-align: center;">移動式遊具</p>	<p style="text-align: center;">事務用備品</p>
	 <p style="text-align: center;">工事進捗状況 (令和7年4月24日撮影)</p>	

令和7年度 事業説明書 (2号補正)



一般会計

1 基本情報

事業番号	1249	事業名	生活困窮者自立支援事業		事業区分	□新規 ■継続	
担当課	福祉あんしん課		担当係	生活支援係			
予算区分	款	3 民生費	項	4 生活困窮者自立支援費	目	1 生活困窮者自立支援費	
まちづくりビジョン	(3) 誰もが生きがいをもち輝けるまちづくり			① 誰一人取り残さない地域内での福祉の充実			
	重点事業	情報発信と対話で築く、みんなが関わる協働のまちづくり					

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫支出金	県支出金	その他(収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
補正前予算現計	2,244	1,504	0	0	0	740		
今回補正額	1,760	880	0	0	0	880		
補正後予算額	4,004	2,384	0	0	0	1,620		
前年度予算額	1,223	(比較：2,781)			前々年度決算額	8,038	(比較：△4,034)	

3 補正予算の概要

補正予算の概要	生活保護システム改修（令和7年10月1日施行予定生活扶助基準の見直し）委託料の計上			
細事業等	補正予算の内容	財源内訳	補正額（千円）	補正前予算現計
生活保護システム改修（令和7年10月1日施行予定生活扶助基準の見直し）	生活保護システム改修（令和7年10月1日施行予定生活扶助基準の見直し）委託料 国1/2、町1/2 @1,600,000円×1.1	国1/2、町1/2	1,760	0
	合計		1,760	
その他事業内容	<p>生活扶助基準額の見直しに係わるシステム改修（令和7年10月1日施行予定）</p> <p>生活扶助基準については、令和5～6年度に令和4年の社会保障審議会 生活保護基準部会(以下「基準部会」という。)での検証結果を反映した上で臨時的・特例的な対応を行っているが、その措置時から一定期間が経過し、その間も物価高騰が継続していることも考慮し、社会経済情勢等を総合的に勘案して見直しを行うこととしている。</p> <p>物価高騰が継続しているため、当面2年間(令和7～8年度)の臨時的・特例的な対応として、・令和4年の基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に世帯人員一人当たり月額1,500円を加算するとともに、・加算を行ってもなお従前の基準額から減額となる世帯について、従前の基準額を保障することとし、令和7年10月から実施する。ただし、生活保護受給者のうち入院患者・介護施設入所者については、食費・光熱費等が現物給付されている状況等を踏まえ、現行の加算の額(一人当たり月額1,000円)を維持する。</p>			